

特定複合観光施設区域整備計画審査委員会（第36回） 議事要旨

1. 日時：令和5年10月26日（木）16:45～18:30
2. 開催方式：対面（中央合同庁舎2号館1階共用会議室）及びWEB会議
3. 議題：
 - (1) ヒアリング
 - (2) 今後の進め方
4. 出席委員：竹内健蔵委員長、山内弘隆委員長代理、朝岡大輔委員、河島伸子委員、樋口進委員、矢ヶ崎紀子委員
5. 議事要旨（✓：事務局 ○：委員 ◆：申請者）

長崎へのヒアリングを実施した。申請者とのやり取りは以下のとおり。

- 一部の出資予定者のレターについて出資の前提条件が不明瞭、機関決定の有無が不明瞭な状況である。このほか、拘束力がない、見解の変更にあって事前通知は不要という記載が見受けられるが、改めて、出資・融資実行の確実性があると考えられている理由について説明頂きたい。
- ◆ レターの内容は、海外でIRの事業実績を持つ弁護士事務所や国内大手の法律事務所が作成しており、標準的な内容と認識。また、数多くの類似事業実績をもつアレンジャー・海外の資金拠出予定者におけるリーガルチェック・内容の合意の下でレターが提出されている。これらのことから、資金調達の確実性を有しているとの認識している。
- 主要な出資者であるCASINOS AUSTRIA INTERNATIONAL JAPAN株式会社（以下「CAIJ」という。）、CAIJへの出資予定者であるA社・B社、IR事業者への出資予定者であるC社はいずれも最近設立された会社だが、資金拠出の実績等の観点から資金調達の確実性はあるといえるのか説明頂きたい。
- ◆ 新設されたばかりのA社は、A社への出資予定者であるD社の日本法人から長崎IRに関する権利委譲を受けており、D社の日本法人に提出されていた主要な者のレターはA社に再提出されていることから、資金拠出予定者との信用関係が継続していると認識。A社の代表者とD社は海外における豊富な資金調達実績がある。また、D社は世界で、IR・カジノ施設の開発・再開発・運営実績がある。
- 9月に回答された資金ストラクチャーに記載のない出資予定者であるX社、出資・融資予定者であるY社、融資予定者であるZ社については出資・融資の資金調達

の見込みがなくなったという理解でよいか説明頂きたい。

- ◆ 当初のアレンジャーは2社だったが、I R事業者にとって有利な資金調達ができるよう、競争原理を期待して新たなアレンジャーが参画し、4社となった。X社については、その中の1社から資金を調達する計画であったが、I R事業者・このアレンジャー・X社における協議の結果、新たにA社を設立し出資を行うことになったと理解している。Y社については昨年4月時点で参画、Z社については昨年7月時点で参画していたが、I R事業者の調整により、今は資金ストラクチャーから完全に抜けており、今後入ることもない。
- P社が主幹事行（以下「MLA」という。）となったことについて、長崎県、I R事業者、他のアレンジャー、資金拠出予定者は把握しているのか、説明頂きたい。
- ◆ 今般、P社がアレンジャーに追加され、体制が強化された。P社がMLAを担うことは、P社から出資・融資予定の企業名が記載されたレターが出されており、客観的に見て明らか。I R事業者・各アレンジャー間で認識されている。
- 9月の回答では、I R事業者とQ社（アレンジャー）の協議が継続しているとのことであったが、協議をしているQ社の部署はどこか。買収された後も、その部署は資金調達の権限を有しているのか、その根拠について説明頂きたい。
- ◆ Q社については、当初、ある海外拠点とやり取りをしていたが、現在は別の海外拠点と協議をしている。しかし、やり取りのあるQ社の部署が、決定権を持っているのか把握していないので、確認して回答したい。P社がMLAに参画したことでQ社の役割は相対的に縮小されると認識しており、Q社が対応できない場合は残りのアレンジャーがカバーする。アレンジャーは自らが資金拠出を行うわけではないため影響は限定的。
- P社がMLAとして参加することを表明した経緯について説明頂きたい。また、融資に係る調整はP社、R社（アレンジャー）の2社を通じて行う旨の回答があったが、アレンジャーであるP社、Q社、R社、S社の役割分担について、出資・融資の両方の観点から、具体的に説明頂きたい。
- ◆ 従前より、P社との間でアレンジに関する協議が続けられていたものと認識。資機材・人件費の高騰による資金調達総額の上振れの可能性等を踏まえ、I R事業者・各アレンジャーの協議の上、P社が参画することとなったと報告を受けている。各アレンジャーの役割分担については、P社のタームシートが全てのレターに対し適用されるものと認識。他のR社からは以前よりも低金利のタームシートが提出されており、P社の参画による競争原理によるものと認識。
- P社から、MLAの役割を担うとの説明が直接あったのか。MLAは資金調達を行うに当たり重要な役割を担うと考えるが資金調達に向けどの程度調整が図られているのか、説明頂きたい。

- ◆ I R事業者から報告があり、長崎県も直接確認した。現状、九州長崎 IR の資金調達面での関与についての調整を済ませている。資金拠出予定者の拠出金額等については最終調整を P 社が行って確定され、契約締結されるものと認識。現時点で、Q 社と S 社を通じた資金拠出予定者はいないが、引き続きアレンジャーとして存在している。新たな会社をアレンジできればアレンジャーとして機能する。
- P 社と R 社がアレンジをする対象企業は定まっているのか、それとも競争原理に基づき別個にアレンジするのか、説明頂きたい。
- ◆ 両社の間には競争関係がある。各社が営業をかける中アレンジャーの顧客が重なった場合、I R事業者にとって好条件を引き出せるアレンジャーが優先され、P 社がその他アレンジャー間の調整役になると認識。

- 融資総額に含まれないのなら問題にならないが、Z 社の経営状態について報道以上の情報を有していないのか、説明頂きたい。
- ◆ Z 社の HP を確認し、Z 社が属する国の金融当局から管財清算命令が通知されていること、現地金融当局の命令に従い利用可能な資金を円滑かつ効率的に分配するとされていることを認識。現時点では、現地政府の国際金融機関リストに Z 社の名前が記載されている。Z 社の経営状況に関する報道を受け同社に対し経営状況を確認したが、その後レターの提出があった。現在の資金ストラクチャーにおいて Z 社は資金調達総額に含まれていない企業となり、8 月以降の経営状況は把握していない。

- 資金ストラクチャーの全体像を把握し資金拠出者と調整を行っているのは誰なのか、I R事業者は資金ストラクチャーの全体像を把握できているのか、説明頂きたい。
- ◆ I R事業者、CAIJ、A 社が P 社等と協議を行い、レター提出企業の中から、区域認定後総額約 4,383 億円を形成する企業を選定。
- ◆ 資金ストラクチャーの資料は I R事業者から提出されたレターを基に、I R事業者と長崎県で協議して作成。長崎県は KRJ・CAIJ の中で資金ストラクチャーの全体像を最も把握する者が誰なのかは把握していない。
- 9 月 4 日に回答された資金ストラクチャーにおける主要な出資者の中で、I R整備やカジノ事業のノウハウ・実績を有する主体は誰なのか、説明頂きたい。
- ◆ カジノ施設の運営は CAIJ の株主である CASINOS AUSTRIA INTERNATIONAL (以下「CAI」という。) が中心的な役割を担う。CAIJ に対する CAI の出資額は少額だが、開発マネジメント契約等を締結し、支援体制を構築。I R事業者の役員に大手 I R事業者に在籍していた者等が就く予定であり、カジノ施設以外のノウハウをカバーする。

- ✓ 計画認定後に各社の拠出金額の調整という話が出ているが、確定していないという認識でよいか。
- ◆ 今この瞬間においては確定だが、区域認定の時期に伴う金融状況等によって変動はありうる。また、タームシートに金利（案）も示されており、実際に計画認定後に資金が実行される前に最終確定となる。
- 認定の判断基準として資金調達の確実性がある中で、認定後に変更の可能性があると言われると判断のしようがないことになる。骨格が決まっていなくて判断のしようがないがその点どう考えているか。
- ◆ 事業者サイドとしては金融情勢等をウォッチする必要があるが、審査においては現在の資金ストラクチャーを確定版として審査いただきたい。
- ✓ アレンジャーについて、棲み分けの把握はしているのか。
- ◆ 長崎県としては、棲み分けはあると聞いているが、各アレンジャーが調整中の資金拠出者は具体的に把握していない。資金調達の確実性には関係がないと考えている。アレンジャー自身は把握していると認識。
- ◆ CAIJとしては、一部把握している。アレンジャーに業務を委託しているので、各アレンジャー間でコミュニケーションを取って調整をされた上で、アレンジャーの判断で提供された情報として認識。

- 最後に何か説明することはあるか。
- ◆ 現在の資金ストラクチャーから悪い状態にはならないという意味で、当該資金ストラクチャーを確定版として審査いただきたい。計画認定後、金融情勢や資金拠出者の事情等を踏まえ、改善する可能性がある。

- ✓ 資金ストラクチャーが今後変わらないという根拠を伺いたい。
- ◆ 資金ストラクチャーが変遷しているとの指摘について、区域整備計画に記載している出資・融資割合、出資における海外・国内の割合は変わっていない。現在の資金ストラクチャーが最終版であることをIR事業者にしっかりと伝える。今後、資金ストラクチャーが変更されることはない。

以上